平成 31 年　№32

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

センター再編，部局の追加，研究助成団体等からの助成であることの明確化及び申込書類の見直しによる寄附者の手続きの簡素化に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成 31 年３月 27 日　教育研究評議会　審議・承認

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年３月28日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

平成31年規程第25号

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程（昭和 61 年規程第２号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部改正について

改正理由：センター再編，部局の追加，研究助成団体等からの助成であることの明確化及び申込書類の見直しによる寄附者の手続きの簡素化に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（趣旨） 第１条　国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における奨学・学術研究等を目的とする寄附金（以下「寄附金」という。）の受入れ及び経理事務の取扱いについては，法令等で定めるもののほか，この規程の定めるところによる。	（趣旨） 第１条　国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における奨学等を目的とする寄附金（以下「寄附金」という。）の受入れ及び経理事務の取扱いについては，法令等で定めるもののほか，この規程の定めるところによる。
（定義） 第２条　この規程において「部局」とは，事務局，学長室，監査室，各学系，附属図書館，次世代教育研究センター，留学生センター，保健管理センター，ＩＣＴセンター，学生支援センター，環境教育研究センター，国際教育センター，特別支援教育・教育臨床サポートセンター，理科教員高度支援センター，教育インキュベーションセンター，教員養成開発連携センター，パッケージ型支援プロジェクト，次世代教育研究推進機構，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。	（定義） 第２条　この規程において「部局」とは，事務局，学長室，監査室，各学系，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，学生支援センター，教員養成開発連携センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。
（寄附金の受入れ） 第３条　寄附の申し込みは，原則として，寄附金申込書（別紙様式１号。以下「申込書」という。）により行うものとする。ただし，申込書の内容を満たしている場合に限り，任意の様式により申し込むことができる。	（寄附金の受入れ） 第３条 部局の長は，寄附金申込書（別紙様式第１号）を受理した場合においてこれを受入れようとするときは，寄附金受入承認申請書（別紙様式第２号）を学長に提出するものとする。
２　部局の長は，申込書を受理した場合においてこれを受入れようとするときは，寄附金受入承認申請書（別紙様式第２号）を学長に提出するものとする。	
３　寄附金の受け入れは学長が決定し，教育研究評議会（連合学校教育学研究科にあっては，連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学））に報告するものとする。	２　寄附金の受け入れは学長が決定し，教育研究評議会（連合学校教育学研究科にあっては，連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学））に報告するものとする。
（寄附金の受入条件等） 第４条　本学において受入れることができる寄附金は，次の各号に掲げる経費に充てることを目的とするものに限るものとする。 (1) 学生，児童，生徒等（以下「学生等」という。）に貸与又は給与する学資 (2) 学生等に貸与又は給与する図書，機械，器具及び標本等の購入費 (3) 学術研究に要する経費 (4) その他教育研究の奨励（研究助成団体等からの助成を含む）又は本学の業務目	（寄附金の受入条件等） 第４条　本学において受入れることができる寄附金は，次の各号に掲げる経費に充てることを目的とするものに限るものとする。 (1) 学生，児童，生徒等（以下「学生等」という。）に貸与又は給与する学資 (2) 学生等に貸与又は給与する図書，機械，器具及び標本等の購入費 (3) 学術研究に要する経費 (4) その他教育研究の奨励又は本学の業務目的に資するための経費

的に資するための経費 ２　〔省略〕 〔省略〕 附　則 この規程は，平成31年４月１日から施行する。ただし，第２条の改正規定中，パッケージ型支援プロジェクト及び次世代教育研究推進機構に係る改正部分は，平成31年１月１日から適用する。	２　〔省略〕 〔省略〕